

鎌倉市広告付き番号発券機等設置業務協定書

鎌倉市（以下「甲」という。）と●●会社（以下「乙」という。）とは、鎌倉市の公共施設（以下「施設」という。）での番号発券機等（以下「システム」という。）の設置及び広告モニター（以下「モニター」という。）の放映に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲の施設である本庁舎1階市民課窓口にシステム、本庁舎他別添仕様書に指定する場所にモニターを設置し、その運用するための取扱いについて定めることを目的とする。

（機器の設置場所）

第2条 乙がシステム及びモニターを設置する場所は、別添仕様書のとおりとする。

（事業の実施及び協議）

第3条 乙は、システム及びモニターの仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、モニター運営及び広告放映に関する事項についてあらかじめ甲と協議するものとする。なお、乙は、システムの仕様変更等事業計画を変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（使用の許可及び使用料等）

第4条 乙は、前条の事業計画に基づきモニターを設置するときには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、甲から鎌倉市公有財産規則（昭和40年4月規則第15号）に基づく使用許可をその設置期間について受けなければならない。

2 乙は、前項に定める許可を受けるにあたり、鎌倉市行政財産の目的外使用料条例（昭和39年10月条例第46号）に基づく使用料を甲に対し納付しなければならない。

3 その他、行政財産の管理に関する事項については、鎌倉市公有財産規則に従うものとする。

4 モニターの設置にかかる光熱費は、乙の負担とする。

（広告料）

第5条 乙は、前条第2項に定める使用料とは別に、モニター等の設置場所が有する広告価値を利用する対価として次項の広告料を甲に支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納入する。

2 広告料は、月額●●, ●●●円に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

3 広告料については、年度毎に一括で収めるものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の期間は、令和5年（2023年）7月1日から令和10年（2028年）6月30日までとする。ただし第4条第1項に定める使用許可の許可期間が許可されな

いとき、又は、同許可が取り消されたときは、本協定は効力を失うものとする。

(契約保証金)

第7条 この協定に係る契約保証金の額は、●●, ●●●円とする。

(この協定に係る契約保証金は、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)第5条第3号の規定により免除する。)

(広告主及び広告内容の審査)

第8条 乙は、モニターにより広告を放映する広告主の選定及び広告の内容について、事前に甲の審査を受けその承認を得たものでなければ放映できない。

2 乙は、前項に定める審査を受けるため、放映する広告のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3 甲及び乙は、広告主及び広告内容について施設の公共性、美観及び施設利用者への影響に配慮しなければならない。

4 広告内容の審査について、乙は、鎌倉市広告掲載要綱、鎌倉市広告掲載基準及び関係法令等を遵守しなければならない。

(広告内容の修正)

第9条 甲は、広告の内容が施設で放映する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正にかかる費用は、乙が負担する。

(広告内容の変更)

第10条 乙は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

第11条 乙は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 乙は、鎌倉市広告掲載要綱、鎌倉市広告掲載基準及び関係法令等の遵守に責任を持つ。

(2) 乙は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。

(3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は、責任及び負担を負わないものとする。

(4) 広告内容に関する一切の責任は、乙が負うものとし、甲は、一切の責任及び負担を負わないものとする。

(乙と広告主との契約)

第12条 乙は、広告映像等の放映にあたり、広告主との間で広告放映に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

(番組構成)

第13条 乙は、放映する番組構成について、番組全体の放映時間の25パーセント以上を行政広報としなければならない。

(モニターの設置及び広告映像等の制作及び放映)

第14条 モニターの調達、設置及び広告映像等の制作、放映等に係る作業は、乙が自己の負担により調整・実施するものとする。

(作業の委託)

第15条 乙は、乙の責任において、前条に定める作業の一部を、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。

(システム及びモニター設置にあたっての留意事項)

第16条 乙は、システム及びモニターの設置にあたっては、施設の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。

2 乙は、システム及びモニターの落下及び破損等により、施設利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 甲は、乙に対して、第1項及び第2項の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

4 システム及びモニターの設置、撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。

5 モニターは、薄型カラーの仕様とし、甲によるリモコン操作によるタイマー・音量調節が可能で、庁内LANと独立しているものとする。

(システム及びモニターの維持管理・復旧等)

第17条 設置中のシステム及びモニターは、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととする。

2 乙は、システム及びモニターが毀損、汚損、紛失等したときは、速やかに復旧等の最適な措置を取らなければならない。

3 甲は、システム及びモニターの毀損、汚損、紛失等を発見したときは、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第1項及び第2項にかかる経費は、乙が負担する。

(モニターの一時撤去又は広告映像等の一時削除)

第18条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙にモニターの一時撤去又は広告映像等の一時削除を指示ことができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 甲の指定する期日までに第5条に規定する広告料の納付がないとき。

(2) 乙が、法令又は本協定の内容に違反したとき。

(3) 第9条第1項による広告内容の修正を乙が行わないとき又は第16条第3項の甲の助言及び指導に乙が従わないとき。

(4) その他、モニターの設置及び広告映像等の放映を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

- 2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙はモニターの設置及び広告映像等の放映を再開することができる。
- 3 第1項の一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は、乙が負担する。
- 4 第1項の指示があったにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなくモニターを自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。
- 5 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、放映料が納付済みの場合は、甲は、当該期間中の納付済放映料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。なお本項の違約金は、賠償額の予定又はその一部としない。

(甲の催告による解除権)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙が本協定の定める期間内に納品しないとき又はその期間経過後相当の期間内に納品する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第4条の使用許可が得られないとき又は取り消されたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 乙が本協定の納品をさせることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙が協定当事者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 乙が所在不明となったとき。
- (4) 入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは協定をした目的を達することができないとき。
- (7) 協定の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ協定の目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても協定をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第21条又は第22条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、乙、その代理人又は使用人が法令等又は本協定に違反し、その違反により協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(11) 乙が、破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

(乙の催告による解除権)

第21条 乙は、甲が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第22条 乙は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 甲の指示により協定期間が原協定の2分の1以上短縮したとき。
- (2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(暴力団排除に係る解除)

第23条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 乙及び役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の協定を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 乙が、下請協定又は資材、原材料の購入協定その他の協定にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と協定を締結したと認められるとき。
- (5) 乙が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請協定又は資材、原材料の購入協定その他の協定の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を

除く。)に、甲が乙に対して当該協定の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの協定が解除された場合において、既に納付済の放映料については、甲は当該期間中の納付済放映料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。なお本項の違約金は、賠償額の予定又はその一部としない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、協定履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 乙は、不当介入を受けたことにより、協定期間に変更が生じるおそれがある場合は、甲と協定期間に関する協議を行わなければならない。

- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(解除に伴う撤去)

第25条 乙は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なくモニターの撤去を行わなければならない。

(一時撤去、一時削除、解除に伴う広告主への補償等)

第26条 乙は、第18条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除又は第19条若しくは第20条の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第27条 乙は、第8条第1項により広告の掲載が認められなかった場合、第9条第1項により修正を行った場合、第15条第3項による助言・指導に従った場合、第18条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除がなされた場合並びに第19条若しくは第20条による解除がされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。

- 2 甲は、本協定の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

- 3 乙は、本協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第28条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。
- (2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第29条 乙は、使用許可の期間満了、許可の取消し等によりシステム及びモニターを撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(著作権等)

第30条 乙は、システム及びモニターの設置、広告映像等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、本協定に基づいて設置したシステム及びモニター広告映像等が掲載されている写真又は画像データを施設や事業の紹介等の行政目的のために作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(行政広報映像等の作成、権利処理の保証、流用禁止)

第31条 乙が本契約に基づいて設置したモニターで放映する行政広報映像等は、甲の提供する行政広報映像等の素材をもとに、乙が甲の委託を受けて作成（データ変換等を含む。）するものとする。

2 甲は、乙に提供する行政広報映像等の素材の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び行政広報映像等の素材の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。

3 甲は、乙が本契約に基づいて設置したモニターで放映するために作成した甲の行政広報映像等を乙のモニター以外で放映してはならないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第32条 乙は本協定から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第33条 本協定に関する争いについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管

轄裁判所とする。

(協議事項)

第34条 本協定に定めのない事項又は甲と乙との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）に定めるもののほか、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年（2023年）6月 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇 印

乙 ●●都道府県●●市区町村●●
●●会社
代表者職氏名 印